

郡山市告示第356号

郡山市事業者選定審議会条例（平成30年郡山市条例第7号）に基づき郡山市開成山体育施設P F I事業者等選定審議会設置規程を次のように定める。

令和3年11月30日

郡山市長 品川 萬里

郡山市開成山体育施設P F I事業者等選定審議会設置規程

（設置）

第1条 郡山市事業者選定審議会条例（平成30年郡山市条例第7号）第1条第1項第1号及び第2号の選定に関し、郡山市開成山体育施設P F I事業者等選定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌する事務等）

第2条 審議会は次に掲げる施設のP F I事業者及び指定管理者の候補者を選定し、審議会の庶務は文化スポーツ部スポーツ振興課において処理する。

- (1) 郡山総合体育館
- (2) 開成山陸上競技場
- (3) 開成山陸上競技場補助競技場
- (4) 開成山野球場
- (5) 開成山弓道場

（委任）

第3条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和3年11月30日から施行する。

（この規程の失効）

2 この規程は、審議会の審議が終了したときに、その効力を失う。